

博士学位申請論文 概要書

早稲田大学大学院政治学研究科 研究生

福島 弦 (31238809-3)

論文題目

Explicating Legitimacy: In Defense of a Minimalist Role-Based Conception of State Legitimacy

(正統性を解明する：国家の正統性のミニマルで役割基底的な構想の擁護)

概要

本論文は、我々の持つ概念枠組を評価し改善する試みである「解明 (explication)」の方法を「政治的正統性 (political legitimacy)」概念に適用することで、従来の正統性研究では看過されてきた重要かつ喫緊の正統性の問いに取り組むことを可能にする魅力的な正統性概念を展開・擁護するものである。以下では、「1. 研究の文脈・背景」、「2. 論文の目的・方法」、および「3. 論文全体の議論の要旨」を順に概説することで、本論文の概要を説明する。

1. 研究の文脈・背景

本論文の目的・内容・貢献等を説明するためには、まず本論文の背景となる現代政治理論における政治的正統性に関する研究動向を確認しておく必要がある。ここではまず、(1) 既存の正統性研究が非理想状態に関する正統性の問いを扱っていないことを確認し、(2) 既存の正統性研究の問題点を正統性概念の問題に見出し、そして (3) 問題解決のためには概念規定の方法論を検討する必要があることを指摘する。

既存の正統性研究の問題

既存の正統性研究は、相当程度正当化の要求度の高い正統性概念を設定した上でその正当化を試みるという点で理想主義的な傾向が強い。例えば現代の正統性研究の土台をなす古典的研究である A. J. Simmons の『道徳原理と政治的責務』以降の正統性研究パラダイムは、正統性概念が一般的遵法責務を含意するとの前提の下、正統性理論の主題を遵法責務の正当化に置いてきた。近年の研究では、遵法責務は極度に理想的な国家の下でのみ正当化可能である点が示されてきており、したがって遵法責務を含意するものとして正統性概念を理解する場合、既存のあらゆる国家は正統ではないとの結論が有力となっている。

同様の理想主義的傾向は、遵法責務パラダイム以外の主要な正統性研究の潮流にも見られる。それらの理論は正統性概念を理想的な国家-市民関係としばしば結びつけている。例えば正統性の有力な理論である「政治的リベラリズム」の研究潮流は、自由な社会に存在

する教説の多元性を前提に最も適切な国家-市民関係を探求するものである。同様に有力な研究潮流である「民主的正統性」の研究潮流も、正統性が平等・包摂的・熟議的その他の徳性を備えた理想的な民主的手続きに依存するとの前提から、理想的な国家-市民関係を体現する民主的手続きと正統性研究を結びつけて論じている。

他方で非理想的な正統性研究の潮流も存在するが、問題含みである。例えば非理想的な正統性研究の代表格である「政治的リアリズム」の諸理論は、(1) 奇妙なメタ規範的前提に依拠している、(2) 正統性の具体的条件の説明が曖昧であるか失敗している、(3) 正統性概念の理解が曖昧である、などの問題を抱えている。

以上の研究動向の問題点は、非理想状態を扱う適切な正統性研究が存在しない点に存する。とりわけ、2011年リビア内戦以後の政治的混乱の例に象徴的に現れている「誰が統治役に値するか？ (Who Is Entitled to Rule?)」の正統性の問い、つまり、非理想状態におけるしばしば対立する統治役としての正統性の主張を道徳的に評価し、それへの反応をガイドすることに係る問いが等閑視されている点が問題である。この問いは、「限定国家性の領域 (areas of limited statehood)」を抱えるリビア以外の数多くの国家、さらにはその妥当性が自明ではない正統性要求を発しているより確固とした政府を保持する国家においてもレリバンシーを持つ、正統性の喫緊かつ典型的な問いである。そのため、この問いに取り組む資源を既存の正統性研究が欠いていることは大きな欠陥であり、それを補う正統性研究のパラダイム転換が必要となる。

中心的問題としての正統性概念の問題

正統性研究のパラダイム転換を実現するためには、転換を阻む既存の正統性研究の問題点を特定することが重要である。本論文は、その中心的問題点は、正統性概念を巡る問題であると主張する。具体的な問題点としては、以下の二種類のものがある。

第一に、既存の正統性概念の曖昧さである。正統性は非常に曖昧な概念である一方、既存の正統性理論の焦点は正統性の正当化にあり、正統性概念それ自体についての反省的検討が看過される傾向にある。その結果、異なる意味の正統性を念頭に置いた理論家同士の議論のすれ違いがしばしば生じている。これは、正統性の正当化理論の展開の前に、正統性概念をどのように理解するのかを詳らかにする概念規定が必要であることを意味する。

第二に、主要な正統性概念の欠陥である。この点はさらに二つの問題に分けられる。第一の問題は上述のように、正統性研究の主流において正統性概念が概念的に遵法責務と結び付けられてきたことである。これを正統性概念の遵法責務パラダイムと呼ぶ。遵法責務パラダイムに属する正統性理論は、現実世界の国家については単にあらゆる国家が正統ではないとの既知の事実を確認する役割しか果たせず、したがって「誰が統治役に値するのか？」等の非理想的な正統性の問いを適切に扱うことができない。

主要な正統性概念の第二の問題は、正統性がしばしば国家の持つ権利と同一視されてきた点である。これを権利としての正統性パラダイムと呼ぶ。正統性と権利の同一視は国家の持つ権利の本質を捉え損ねる。なぜなら、国家の権利はその行使が権利保持者の裁量に委

ねられている権利ではなく、それを行使する義務と不可分であり、義務遂行を可能にする点に要点を持つ「可能化権 (enabling rights)」であるからである。加えて、国家の権利のみを単独に正当化しようとすることは国家の権利を義務とセットで正当化することと比べ要求度が高いため、正統性と権利を同一視する理論は単に正当化の対象を誤って設定しているのみならず、正当化の要求度を不必要に高めてしまっている。

つまり、正統性研究の進展を阻害している要因は、正統性概念の曖昧さ、遵法責務パラダイム、そして権利としての正統性のパラダイムなど、正統性概念を巡る問題に求められる。

概念規定の方法論の必要性

無論、すべての既存の正統性研究が正統性概念についての反省的検討を看過しているわけではなく、例えば一部の研究は遵法責務を含意しない正統性概念を提案している。だが、そのインパクトは限定的なものに留まっている。それは、既存の研究が遵法責務を含意しない正統性概念が概念的に可能であることを示している反面、なぜそのような概念規定が望ましいかについての説明が不十分であるからである。したがって、単に特定の正統性概念が可能であると主張することを超えて、特定の概念がなぜ望ましいかを明らかにすることが必要である。そのためには、概念規定の方法論的検討が必要となる。

2. 論文の目的・方法

本論文の目的

以上で説明した既存の正統性研究の問題点を受けて、本論文は次の点を目的とする。

本論文の目的：正統性研究の進展を妨げている既存の正統性概念の問題を解決することのできる新たな正統性概念を確固とした概念規定の方法論に基づいて提示することにより、「誰が統治役に値するのか？」という正統性の喫緊で典型的な非理想状態の問いに取り組むことのできる新たな正統性理論のパラダイムを切り開く土台を作ること。

本論文の方法

本論文は概念規定の方法として「概念工学 (conceptual engineering)」、より詳しく言えばその一種としてのカルナップ的な「解明 (explication)」の方法を用いる。

概念工学とは、我々が既に保持している概念を単に記述するのではなく、それらが問題含みであることを前提にしてその評価・改善を行う試みの総称であり、したがって問題含みの既存の正統性概念を評価・改善する本論文の目的に照らして適切である。概念工学は、近年哲学の諸領域において脚光を浴びている方法であるが、それは意識的ないし無意識的にこれまで様々な目的のために様々な形で実践されてきた（例えば「結婚」「惑星」「政治的なもの」などの諸概念はそれらが抱える問題を解決するべく改善されてきた）。

概念工学は様々な目的のために用いられるより具体的な方法の総称であり、その下位

分類として様々な方法がある上、そのどれが適切であるかは概念工学の目的に依存する。本論文は、①正統性研究の発展という理論的目的のために、②正統性という曖昧な既存の概念を明晰化することを目的とする。解明は、概念工学への様々なアプローチの中でも、①理論的目的のために、②曖昧な既存の概念を明晰なものに取り替えるものである点で、本論文の目的に適合している。また、解明の枠組において解明項（*explicatum*＝解明の成果物）の適切さの最重要の基準は、それが理論的価値（*theoretical values*）を備えた理論の構築を促進するという意味で実り多い（fruitful）ことである。

3. 論文全体の議論の要旨

以上の目的を達成するため本論文では、解明の方法を用いて、役割適合性としての正統性のミニマルな正義の受託者構想（The Minimalist Justice Fiduciary Conception of Legitimacy as Role-Fittingness）と呼ぶ正統性の構想を、論文全体を通じて展開・擁護する。この構想には、それぞれ上で説明した正統性概念の問題に大まかに対応する以下三つの特徴がある。

1. 「役割適合性としての正統性」という新たな正統性概念の枠組を提示する

本論文で擁護する正統性構想の第一の特徴は、それが役割適合性としての正統性（Legitimacy as Role-Fittingness—以下 LARE）と呼ばれる新たな正統性概念の枠組を採用する点に存する。これは、上述の権利としての正統性パラダイムが抱える問題に主に対応する。このパラダイムは可能化権としての国家の権利の本質を見誤るだけでなく、国家の持つ権利を単独で正当化することを強いる点で正統性の正当性を不必要に要求度の高いものにしてしまう点で問題であった。これに対し本論文は、国家の権利が可能化権であるのは、それが同様に義務基底である国家の役割道徳（role-morality）の一部であるためであると主張し、役割基底的正統性概念がより実り多いと主張する。より具体的には本論文では、正統性は国家の制度レベルでの役割適合性（role-fittingness）として適切に解明できると主張する。国家の役割適合性とは、特定の条件を満たした個別の国家が国家としての役割に「適合」し、それにより役割に基づく権利と義務の両方を包含する国家の役割道徳がトリガーされる状態を意味する。この枠組は、権利としての正統性パラダイムの問題を克服するのみならず、役割適合性の文脈感応性（context-sensitivity）という特徴により、非理想状態等の文脈に応じた正統性判断が可能となるという特性も備える点で実り多い。

2. 正当化の要求度が低いという意味でミニマルな正統性構想である

本論文で擁護する正統性構想の第二の特徴は、正統性概念を被治者の遵法責務（さらには国家の不正を行う権利（*right to do wrong*））を含意しない形で理解する点でミニマルな正統性構想である点に存する。この点は遵法責務パラダイムの問題に対応する。ここでの強調点は、遵法責務を含意する正統性概念を用いる正統性研究は少なくとも現実の国家に適用される場合には遵法責務の正当化の要求度の高さに起因する行き詰まりに直面する一方で、遵法責務を含まない正統性構想は、「誰が統治役に値するのか？」などの喫緊の非理想的な

正統性の問いに適切に取り組むための土台となり得るため、より実り多いという点である。これは単にミニマルな正統性が概念的に可能であるという点ではなく、それがより実り多いことを確固とした方法論に基づいて示す点で既存の研究よりも優れている。

3. 国家の役割を「正義の受託者」として理解する

本論文で擁護する正統性構想の第三の特徴は、LARF の枠組内での国家の役割を正義の受託者 (Justice Fiduciary) であるとする点に存する。これは正統性概念の曖昧さの問題に対応する。というのも、LARF の枠組を用いたミニマルな正統性概念が擁護されたとしても、国家の役割について手がかりがなければそれを実際に正統性理論に適用できないためである。正義の受託者としての国家の役割理解は二つの要素に分かれる。第一に、正統性理論の観点から国家のガバナンス機能に関する基本的事実を考慮に入れて特定される国家の機能は、「制度的に執行可能な道徳」としての正義を実現することであるという点である。第二に、国家-被治者関係の基本的事実を考慮すると、国家は単なる正義の実現者 (deliverer) ではなく、一定の裁量を持って脆弱な被治者のために信託に基づくサービスを提供する正義の受託者 (fiduciary) であり、この役割に起因する豊かな役割道徳に国家が服するという点である。国家の役割を正義の受託者として解釈することは、実り多い解明項のための二つの反対方向からの要件、つまり、ミニマルな LARF の枠組の適用を指導する十分な具体性を備えることと、特定の立場に依拠する理論家に限らない広い範囲の立場に受け入れられる十分に論争性の少ないものであることとの間のバランスを実現する。

以上三つの特徴を備えた新たな正統性構想は、「誰が統治役に値するのか？」の問いを適切に扱うことのできる正統性研究パラダイムへの転換を妨げてきた既存の正統性概念の問題を乗り越える、正統性研究の新展開の土台となる正統性構想である。

本論文の独自性・貢献

本論文の独自性および貢献は、概念規定の方法に関する反省的検討が稀である既存の政治哲学研究とは一線を画し、概念工学／解明という確固とした方法論的基礎に基づき、既存の正統性研究の進展を妨げてきた正統性概念の問題を克服する新たな正統性構想を提示することで、正統性研究の行き詰まりを救うパラダイム転換を可能にする点に存する。既存の正統性研究は、正統性概念の問題に起因する正統性の正当化のハードルの高さにより行き詰まりに直面している。一方で遵法責務パラダイムに属する正統性研究は、極度の理想国家以下の国家に適用された場合、全ての国家は正統ではないという既知の事実を繰り返すことしかできないという状況に直面している。この種の正当化上の問題は、国家の権利を単独で正当化することを強いる権利としての正統性パラダイムによって悪化させられている。この現状の下、「誰が統治役に値するのか？」の問いに代表される正統性の喫緊で典型的な非理想的問いは等閑視されてしまっている。このような正統性研究の現状の行き詰まりを打破する先駆的研究となる点で本論文は正統性研究全体に対して多大な貢献を行うものといえる。

目次

ACKNOWLEDGMENT	v
INTRODUCTION.....	1
0.1 Starting Points: “Who Is Entitled to Rule?” as a Quintessential Question of Legitimacy	1
0.2 Existing Legitimacy Studies	6
0.3 The Concept of LEGITIMACY as the Central Problem	11
0.4 The Aims and the Contributions of the Thesis	15
0.5 Chapters Overview	19
0.6 Preliminary Remarks	21
0.6.1 Which Legitimacy?	21
0.6.2 Morality	26
0.6.3 Role as a Task-Bearer	28
0.6.4 Corporate Moral Agency	29
0.6.5 Hohfeld’s Scheme of Rights	31
1 EXPLICATING LEGITIMACY	37
Chapter Introduction	37
1.1 Many Faces of LEGITIMACY	39
1.2 Which Method of Conceptual Determination?	45
1.2.1 Against the Purely Descriptive Approach	46
1.2.2 Why Not Just Stipulate?	52
1.2.3 Conceptual Engineering as a Pragmatic Prescriptive Approach	56
1.2.4 Carnapian Explication	60
1.3 Which Desiderata for a Good Concept of LEGITIMACY?	65
1.3.1 Carnap’s Four Desiderata for Explicatum	65
1.3.2 “Fruitfulness Within the Bounds of Similarity”	67
1.3.3 Explicating FRUITFULNESS	69
1.3.4 Theoretical Values in Moral Inquiry	72
1.3.5 “Fruitful Concept for Fruitful Theory”	74
1.3.6 The Discontinuity Objection	77
1.3.7 The Deflationary Function-Based Response	79
Chapter Conclusion	87
2 LEGITIMACY AS THE RIGHT TO FUNCTION AND ITS LIMITS	88
Chapter Introduction	88

2.1	The Function of LEGITIMACY: A Metacoordination View	90
2.1.1	What Is Political Institution?	91
2.1.2	Institutional Legitimacy and Metacoordination.....	94
2.2	Legitimacy and the Right to Function	101
2.2.1	Legitimacy Entails the Right to Function.....	101
2.2.2	Components of the Right to Function	103
2.3	Rejecting Legitimacy as the Right to Function.....	105
2.3.1	Equating Legitimacy with the Right to Function.....	106
2.3.2	What’s Wrong with Equating LEGITIMACY with the Right to Function?	108
2.3.3	Do Illegitimate Political Institutions Lack a Duty to Function?	116
	Chapter Conclusion.....	120
3	LEGITIMACY AS ROLE-FITTINGNESS.....	122
	Chapter Introduction.....	122
3.1	A Fresh Start: ROLE, ROLE-MORALITY, and ROLE-FITTINGNESS.....	123
3.1.1	What Is ROLE?	124
3.1.2	Role-Morality and External Justification	126
3.1.3	Content of Role-Morality	129
3.1.4	Role-Fittingness.....	131
3.1.5	Taking Stock.....	136
3.2	Institutional Role, Role-Morality, and Role-Fittingness.....	137
3.2.1	Institutional Role: Umbrella and Subsidiary	137
3.2.2	Umbrella Role-Morality and Subsidiary Role-Morality	140
3.2.3	Institutional-Level Role-Fittingness	142
3.3	Legitimacy as Role-Fittingness.....	144
3.3.1	General Idea of Legitimacy as Role-Fittingness.....	144
3.3.2	Fruitfulness of Legitimacy as Role-Fittingness	147
3.3.3	Objectionable Discontinuity?	154
	Chapter Conclusion	155
4	LEGITIMACY WITHOUT THE DUTY TO OBEY	157
	Chapter Introduction.....	157
4.1	The Longstanding Preoccupation of Legitimacy Studies with the Duty to Obey .	160
4.2	Doubts about the Duty to Obey.....	164
4.2.1	Consent Theory.....	165
4.2.2	Fair Play Theory	169
4.2.3	Associative Obligation Theory	171

4.2.4	Natural Duty Theory	174
4.2.5	Taking Stock.....	176
4.3	Legitimacy without the Duty to Obey	177
4.3.1	Beyond Conceptual Possibility of LWO	178
4.3.2	Fruitfulness of LWO (1): Function of LEGITIMACY.....	184
4.3.3	Fruitfulness of LWO (2): Fostering T-fruitful Legitimacy Theory	188
4.3.4	Interlude: Legitimacy without the Right to Do Wrong	196
4.4	Defending Legitimacy without the Duty to Obey	198
4.4.1	LWO Cannot Explain the Duty to Comply with the Law	198
4.4.2	Legitimate States Should Be Capable of Doing What They Claim	202
4.4.3	LWO is not Significantly Different from LW in Terms of Demandingness	203
4.4.4	Practical Implications of Explicating LEGITIMACY as LWO.....	206
4.4.5	No Need for a Paradigm Shift?.....	210
	Chapter Conclusion	212
5	STATE AS JUSTICE FIDUCIARY	215
	Chapter Introduction.....	215
5.1	How (Not) to Attribute Functions to Institutions	217
5.1.1	Requirements for the Appropriate Method of Function Attribution	218
5.1.2	Design Function.....	219
5.1.3	Etiological Function.....	222
5.1.4	System Function	226
5.1.5	Hypothetical Design Function	228
5.2	Realization of Justice as the Function of the State	232
5.2.1	Attributing Hypothetical Moral Design Function to the State.....	233
5.2.2	Replying to a Potential Objection.....	241
5.3	State as a Justice Fiduciary	244
5.3.1	Applying a Fiduciary Theory to the State	245
5.3.2	Replying to Potential Objections	251
5.4	Virtues of the Justice Fiduciary Account	253
	Chapter Conclusion	255
	CONCLUSION	257
6.1	Back to the Starting Points.....	257
6.2	Arguments of the Thesis: Towards a New Paradigm in Legitimacy Studies	259
	BIBLIOGRAPHY	263

各章の要約

● Chapter 1. Explicating Legitimacy

第一章では、本論文全体に渡って展開する正統性の概念規定の基礎となる、概念規定の方法論を扱う。具体的には、概念規定の方法論上重要な二つの問いである、「方法の問い」（→正統性の概念規定にどのような方法を用いるべきか）および「基準の問い」（→方法の問いへの応答で擁護された方法によれば良き正統性概念の基準は何か）の問いに答える。

方法の問いについては、政治哲学において広く用いられている二つの方法である純粹記述的アプローチと規定的定義を退けた後、概念規定に対する指令的アプローチである概念工学、特にその一種であるカルナップ的解明の使用を擁護する。既に我々が保持している概念を単純に記述しようとする純粹記述的アプローチは、正統性という曖昧な概念に適用された場合記述の候補が複数生じるため貫徹できない上、既に我々が保持している概念が適切であるとの前提に依拠しているため問題含みである。他方の規定的定義は既にある程度共有された概念理解の枠組に依拠するものであるため同様の保守的傾向があり問題含みである。これに対し概念工学は我々の保持する概念が問題含みであるとの前提の下にその評価・改善を行う指令的アプローチである点で正統性概念の概念規定にとって適切であり、複数存在する概念工学の方法のうちカルナップ的解明は①理論志向であり、かつ②既存の曖昧な概念を明晰な概念と取り替えるものである点で本論文の目的に合致している。

基準の問いについては、まずカルナップが解明項の四つの基準として挙げている近接性、厳密性、実り多さ、シンプルさは、「近接性の限界内での実り多さ」というよりシンプルな基準に還元できると指摘する。続いて実り多さ概念について、①前提条件として概念の機能を果たせること及び②実り多い理論の構築を促進することに着目してそれを測定することを擁護する。実り多い理論とは、典型的には①従来看過されてきた重要な事柄に焦点を当て（＝実り多さの共時的側面）、それによって②新たなリサーチプログラムの土台を築く（＝実り多さの通時的側面）先駆的理論のことを指す。また「近接性の限界」については、解明者の目的に一定程度依存する概念の機能を解明項が保持しているかによって判断するというデフレ的機能主義的説明を擁護し、そのような機能の特定には M. Prinzing の提示する「導入テスト」の使用が適切であると主張する。

● Chapter 2. Legitimacy as the Right to Function and Its Limits

第二章では、解明の第一段階として、正統性概念の機能を明らかにした上で、正統性を政治制度の「機能する権利」として理解する正統性概念が問題含みである点を指摘する。

まず、前章で擁護された導入テストを正統性に適用し、正統性の機能が、適切な政治制度-被治者関係の徴標となることで、その下で行為調整を行うに値する政治制度に関する判断の調整を意味する「メタ調整 (metacoordination)」の問題を正しく解決することに資することであるとする「メタ調整説」を擁護する。

続いて、メタ調整説によれば政治制度の正統性はそれが行為調整役として任務を全う

するに値することを意味するため、政治制度の正統性がその政治制度の「機能する権利」を
含意するとの理解が自然に引き出される点を確認する。また機能する権利には少なくとも
機能を遂行する自由権ないし権能、意図的に機能不全の状態に置かれ^{ない}請求権、そして機
能する権利を構成する諸権利を消滅させられない免除権が含まれると主張する。

次に、正統性と政治制度の機能する権利を等置する概念（以下「RFCL」）は、正統性概
念の機能を適切に果たせないため実り多くないと主張する。ここではまず、メタ調整問題の
解決に資する適切な政治制度-被治者間の道徳的関係の徴標となるためには正統性概念はそ
の関係の本質的特徴を捉える必要があることを、正統性概念が正統性理論で果たす機能を
確認することで示す。続いて、RFCL は政治制度の権利のみに焦点を当てる点で政治制度の
権利がそれを行^{行使}する義務と不可分の可能化権である点を捉え損ねており、その点で実り
多くないと主張する。この主張は、①RFCL の正当化と義務とセットになった機能する権利
の正当化は異なり、後者の方が正当化のハードルが低い点（差異）、②義務とセットになっ
た機能する権利の方が政治制度-被治者間の道徳的関係の正当化にとってレリバントである
点（レリバンス）、そして③政治制度-被治者間の道徳的関係の正当化にとってレリバントで
ある正統性概念こそが実り多い正統性概念である点（実り多さ）を確認することでなされる。

● Chapter 3. Legitimacy as Role-Fittingness

第三章では、RFCL の問題点を克服できる正統性概念として「役割適合性としての正統
性（LARF）」という新たな枠組を展開・擁護する。ここではまず、RFCL が捉え損なっ^たよ
うに政治制度の権利が可能化権であるのは、政治制度が単なる権利保持者ではなく役割保
持者であるからとの前提の下、役割基底的な正統性概念を提示するために役割・役割道徳・
役割適合性の概念を概観する。まず役割は、その機能およびそれから派生する役割規範性
（役割保持者が役割保持者として服する権原、義務、許可などの様々な規範性）からなると
説明する。続いて役割規範性が実際に道徳的行為理由を与える役割道徳となるのはそれが
外的正当化を享受している場合のみであることを示す。最後に、個人が実際に役割道徳を引
き受けるのはその人が当該の役割に何らかの仕方で適合している場合のみであるとし、そ
の適合状態を「役割適合性」と呼ぶとした上で、それを判断する考慮事項として自発性、有
能性、深刻性、オルタナティブの使用可能性の四つを挙げる。また、役割適合性の判断は諸
種の考慮事項の相互作用に依存する相当程度文脈感応的なものとなることを確認する。

続いて、個人レベルでの役割・役割道徳・役割適合性の議論が制度レベルにも適用でき
ると主張する。まず、制度内部の個々の役割道徳（従属的役割道徳 (subsidiary role-morality)）
は制度全体の役割道徳（統制的役割道徳 (umbrella role-morality)）を前提にしているため、
制度レベルの役割及び役割道徳について語る事ができると主張する。続いて、個人と同様
に制度も諸種の条件を満たして役割に適合していなければ実際に役割道徳に服することはな
いことを確認し、制度レベルの役割適合性について語ることも適切であると主張する。

最後に、正統性を制度レベルの役割適合性として理解する LARF が概念の機能の面でも
実り多い理論の促進の面でも実り多い解明項であることを示す。第一に、役割道徳の中に

機能する義務も権利も含まれる点で LARF は RFCL と異なり政治制度-被治者間の道徳的関係の本質的特徴を捉えており、正統性概念の機能を適切に果たせると主張する。第二に、義務の側面を取り入れる LARF は RFCL と異なり正当化の要求度が低く、さらに役割適合性の文脈感応性から非理想状態においても柔軟な正統性判断を可能にする点で、非理想状態を扱う正統性理論の土台となり得る実り多い概念である点を示す。

● Chapter 4. Legitimacy without the Duty to Obey

第四章では、遵法義務を含意する正統性概念（遵法義務を伴う正統性（Legitimacy with the Duty to Obey—以下「LW」）と、含意しない正統性概念（遵法義務なき正統性（Legitimacy without the Duty to Obey—以下「LWO」）を比較し、LWOの方が実り多いことを示す。

まず、現代の正統性研究が遵法義務の問題に専心してきた理由を、A. J. Simmons 以降の正統性研究パラダイムが、正統性が遵法義務を含意するとの前提の下で遵法義務を正当化する試みを中心に展開してきた点に見出す。次に、遵法義務の正当化を試みる諸種の理論の問題点を指摘し、LWを採用すると現実の全ての国家は正統ではなくなることを確認する。

次に、LWOはLWと比較して概念の機能の点でも実り多い理論の促進の点でもより実り多いと論ずる。まず、LWを採用すれば現実の全ての国家は正統ではなくなり、現実の文脈において諸種の政治的アクターの正統性主張の妥当性を弁別できなくなる点でメタ調整問題の解決を助けるという正統性概念の機能を適切に果たせない点を指摘する。続いて、正統性理論の現状に鑑みると、LWを採用する正統性理論は現実の全ての国家は正統ではないとの既知の事実を繰り返すことにしか使えない一方で、LWOは正統性理論を遵法義務の問題から解放することで非理想状態を扱う正統性理論の土台となる点で実り多いと論ずる。

最後に、LWOに対する異論に応答する。第一に、LWOは法に従う義務を説明できないとの批判に、遵法義務を課す権利を国家が持たない場合にも法に従う義務が生じうることを示すことで応答する。第二に、正統な国家は自らが主張している遵法義務を課す権利を実際に保持していなければならないとの批判に、国家がその種の主張をしていることは自明ではないし、仮にしている概念の実り多さによって近接性は一定程度犠牲にされうるため問題がないと応答する。第三に、LWとLWOの正当化の要求度に有意な差はないとの批判に、LWOはLWが前提とする極度に階層的な道徳的関係を前提とせず、また瑣末な法や悪法に従う義務を正当化する必要がない点で正当化の要求度が有意に低い点を示す。第四に、正統性概念をLWOとして解明することは、現実政治にインパクトを与えないか悪いインパクトを与えてしまうため、実践的含意の点で問題含みであるとの批判に、本論文の解明の第一義的な名宛人が理論家であり、またそうであっても現実政治に良いインパクトを与えうると応答する。第五に、既存の正統性理論は非理想状態についても実り多いものであるためLWOとして正統性概念を解明することにさほどの意味はないとの批判に、既存の正統性理論は「誰が統治役に値するか？」の問いに真っ向から取り組むことができない点を指摘することで応答する。

● Chapter 5. State as Justice Fiduciary

最後の第五章では、正統性理論にとってレリバントな国家の役割が「正義の受託者」であるとの理解を展開・擁護する。

まず、国家が行っている様々な事柄から正統性理論にとってレリバントな機能を特定する方法として、オルタナティブの方法を退けた上で、道徳的な観点に立った政治制度の仮想的なデザイナーが政治制度に付与する機能を特定する方法である「仮想的道徳的デザイン機能説 (Hypothetical Moral Design Function Account—以下「HMDEFA」)」を擁護する。

続いて、HMDEFA を実際に適用し、国家の担う強い意味でのガバナンスに関する基本的事実（強制性、階層性、普遍性、一般性）を考慮に入れると、それらが正当化できる国家の機能は「制度的に執行可能な道徳」としての正義の実現であると逆算できると主張する。ここでの要点は、強い意味でのガバナンスには道徳的に甚大なリスクが伴うため、その正当化は他の道徳の実現とみなすべきとの考えである。また、非理想状態における国家の機能は正義の実現とはみなせないとの批判に、その批判の前提となる考えは正統性にレリバントな考慮事項を恣意的に区切ってしまう点で尤もらしくないと指摘することで応答する。

さらに、国家は単に正義を実現する義務と権利のみを役割道徳として保持している正義の実現者ではなく、より豊かな役割道徳に服す正義の受託者であると主張する。具体的には、受託者-信託者関係を生じせしめる特徴（サービス、裁量、信託、脆弱性）が国家-被治者間にも備わっていることから国家は受託者であると主張し、そこから行為に関する制約に加え熟慮に関する制約も含む豊かな役割道徳が国家に対して適用されると主張する。

最後に、正義の受託者構想の利点を指摘する。第一に、非理想状態からより理想的な状態まで恣意的な区分を持ち込まない国家の役割の説明を提示する包括性である。第二に、正義の受託者構想は、LARF の枠組を実際に正統性理論に適用する際のガイドとなる一方で、特定の立場に既に与している論者のみならず様々な立場の論者がそれぞれ肉付けすることができる点で広い受容可能性を備えている。第三に、正義の受託者構想は、国家を単に権利保持者や正義の実現者として捉える見解に比べ、国家の役割道徳に関する豊かな見解を提供し、役割適合性を検討する上での重要な視点を提供する点で有用である。